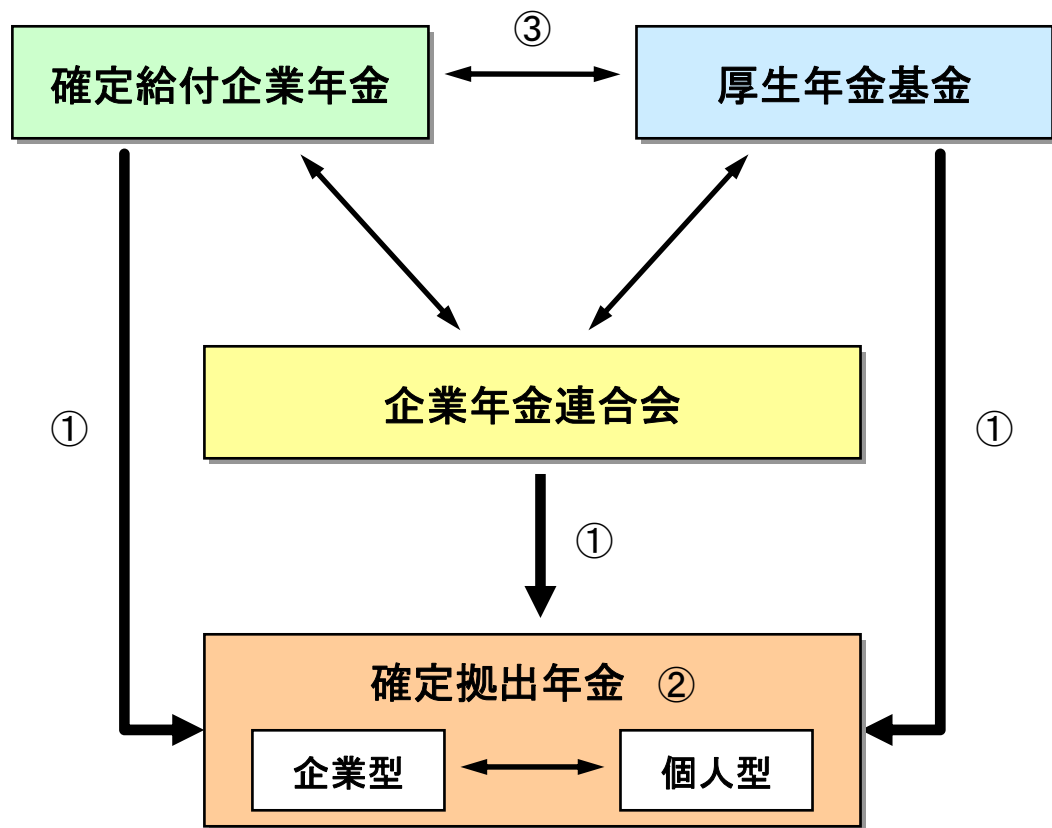


確定拠出年金 法改正のご案内 (平成17年10月1日施行)

◆ポータビリティ(制度相互の資産移換)の拡充

転職・離職後に、それまでの「確定給付企業年金」「厚生年金基金」「企業年金連合会」での年金資産(脱退一時金相当額等)を個人単位で確定拠出年金制度に移すこと(移換)が可能になりました。

※適格退職年金からは個人単位での資産移換はできません。



移換対象者 (以下の条件をすべて満たすこと)

- 確定給付企業年金・厚生年金基金の加入者(員)期間が20年未満で、かつ老齢給付金の受給権を有しない者
- 確定給付企業年金・厚生年金基金の資格喪失日から1年を経過していない者
- 平成17年10月1日以降に確定拠出年金の加入者となった者

※確定拠出年金の加入資格取得から3ヶ月を経過すると資産移換ができません

留意事項

- ①確定給付型の企業年金や企業年金連合会から確定拠出年金への資産移換は可能ですが、その逆はできません
- ②確定拠出年金の制度間(企業型⇔企業型、企業型⇔個人型)は、従来より資産移換が可能です
- ③確定給付企業年金と厚生年金基金との間は資産移換が可能です

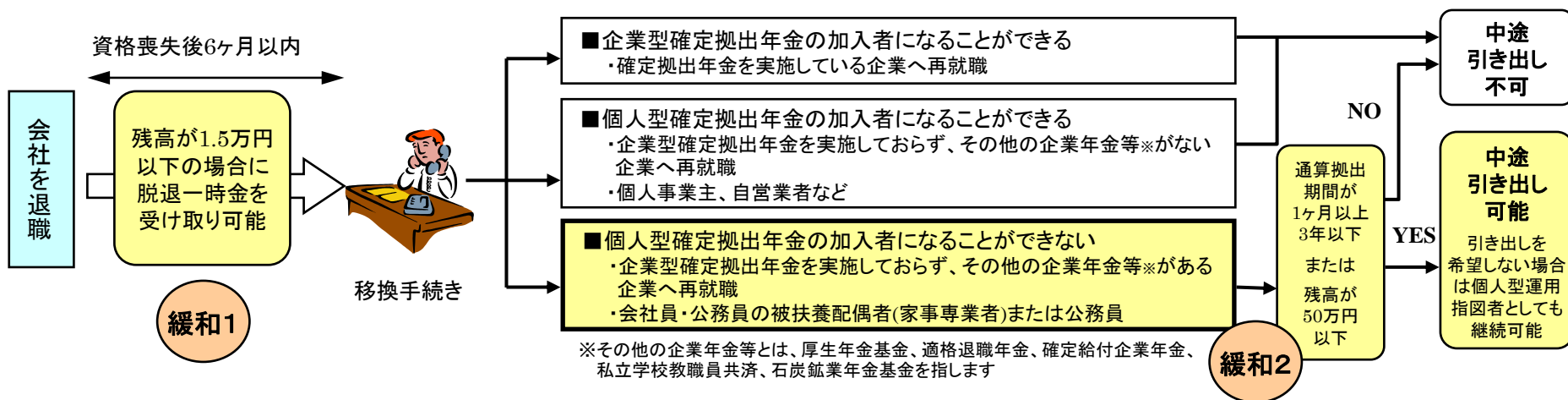
確定拠出年金 法改正のご案内 (平成17年10月1日施行)

◆脱退一時金の請求要件の緩和

確定拠出年金は、一定の条件を満たせば60歳未満で年金資産を引き出すこと(脱退一時金)が認められていますが、今回の法改正により、その要件が緩和されました。

- 緩和1 企業型確定拠出年金では、転職・離職時に個人別管理資産額が1.5万円以下の場合
※転職先の制度にかかわらず、引き出しが可能
- 緩和2 個人型確定拠出年金では、これまでの条件に加えて、個人別管理資産額が50万円以下の場合
※会社員・公務員の被扶養配偶者、公務員、確定拠出年金がなく他の企業年金を実施している企業に転職した方等が対象

例:企業型確定拠出年金を導入している会社を転職・離職した場合



企業型確定拠出年金の脱退一時金の請求要件 (以下の要件をすべて満たすこと)

- ①確定拠出年金の加入者または運用指図者でないこと
- ②個人別管理資産額(請求日の前月末の残高から事業主返還額を控除し、未入金掛金を加えた金額)が1.5万円以下であること
- ③最後に企業型年金の加入者としての資格を喪失してから6ヶ月(資格喪失日の属する月の翌月から起算)を経過していないこと

個人型確定拠出年金の脱退一時金の請求要件 (以下の要件をすべて満たすこと)

- ①60歳未満であること
- ②企業型確定拠出年金の加入者でないこと
- ③個人型確定拠出年金の加入者となる資格がないこと(会社員・公務員の被扶養配偶者、公務員、確定拠出年金がなく他の企業年金を実施している企業に転職した場合等)
- ④障害給付金の受給権者でないこと
- ⑤通算拠出期間が1ヶ月以上3年以下であること、または個人別管理資産額が50万円以下であること
- ⑥最後に企業型・個人型の確定拠出年金の加入者の資格を喪失してから2年を経過していないこと